

マイナンバー制度が始まります！



マイナンバーとは
国民一人ひとりが持つ
12桁の個人番号の
ことです。

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバー（社会保障・税番号）制度は、国や地方公共団体などの各機関が管理する個人情報、同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。

国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、住民の皆さまにもさまざまなメリットをもたらします。

マイナンバー制度 3つのメリット

公平・公正な社会の実現

○マイナンバーの活用によって、所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。

○負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ち、本当に困っている方へのきめ細かな支援ができます。

国民の利便性の向上

○年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。

○行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政の効率化

○マイナンバーを活用することで行政事務が効率化され、被災者台帳の作成など迅速な行政支援が期待できます。

平成27年10月から簡易書留にて マイナンバー（個人番号）が通知されます

住民票を有する全ての方に、一人ひとり異なるマイナンバー（12桁の数字）が「通知カード」で通知されます。（中长期在留者や特別永住者などの外国人の方も対象です）

通知カードは、住民票の住所へ世帯ごとに簡易書留で送付されます。
住民票の届出先にご注意！

今のお住まいと、住民票の住所が異なる方は、通知カードを確実に受け取ることができない可能性があります。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、住民票の異動の届け出をお願いします。

※DV（ドメスティックバイオレン

来年1月から社会保障・税・災害対策の 行政手続きでマイナンバーが必要になります

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になります。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続きでしか使用することはできません。
主な行政手続きは次のとおりです。

ス）などの被害者には、特例があります。

通知カードの記載事項
通知カードは紙製で、マイナンバー（個人番号）、氏名、住所、生年月日、性別が記載（顔写真はありません）される予定です。
通知カードでの本人確認には身分証明書が必要です！

マイナンバーを記載した書類を提出する際、マイナンバーの提示はできませんが、番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほかに運転免許証などの身分証明書が必要となります。

社会保障関係の手続き

年金、医療、介護、生活保護、児童手当など

税務関係の手続き

市・税務署等に提出する書類への記載など

災害対策に関する手続き

被災者生活再建支援金の給付など

マイナンバー

来年1月以降に 個人番号カードを交付

「個人番号カード」は、希望者に対して交付します。交付は、来年1月以降を予定しており、初回の交付手数料は無料です。

個人番号カードは身分証明書として利用でき、マイナンバーを記載した書類を提出する際には、マイナンバーの提示と番号法に基づく本人確認がこのカードで同時に行えます。

また、e-Taxなどの電子申請が行える電子証明書が標準搭載されます。

※個人番号カードの申請方法など詳細は、現在、国などで調整中です。内容が決定しましたら、市の広報紙やホームページなどでお知らせします。

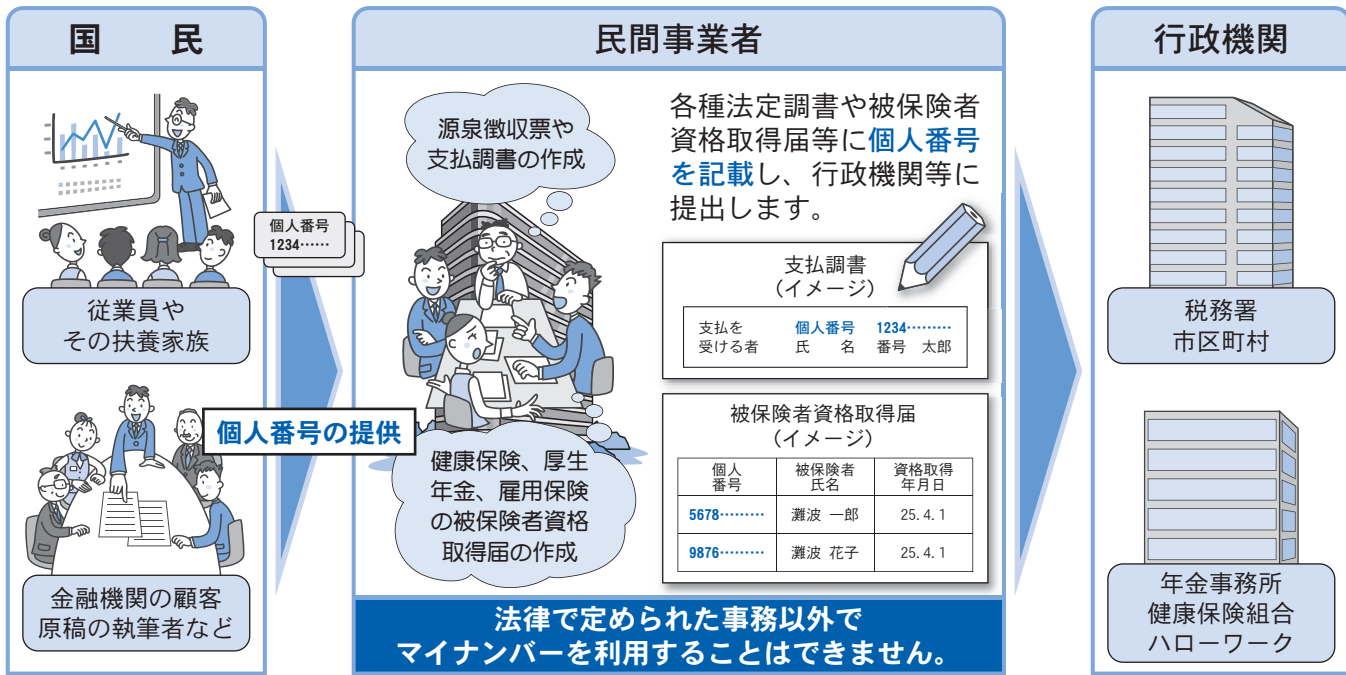
マイナンバーは 事業者も取り扱います

事業者の皆さまも、税や社会保障の手続きなどでマイナンバーや法人番号を取り扱うこととなります。会社法等で設立登記をした法人には、13桁の法人番号が指定されます。

平成28年1月以降、パートやアルバイトを含む全従業員の源泉徴収票や健康保険、厚生年金、雇用保険などの書類にマイナンバーや法人番号を記載することになります。

マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）は、適切に管理する必要があります。

民間事業者も、税や社会保障の手続きで、マイナンバーを取り扱います！



マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください！

マイナンバー制度についてのお問い合わせ先

★**全国共通ナビダイヤル** 受付：9時30分～17時30分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
 日本語窓口：TEL 0570-20-0178 外国語窓口：TEL 0570-20-0291
 ※通話料が必要です。一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、TEL 050-3816-9405におかけください。

★**西条市役所の問合せ先** 受付：8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

- 制度について……………市庁舎本館3階 総合政策課 TEL0897-52-1244
- 通知カード・個人番号カードについて……市庁舎新館1階 市民生活課 市民係 TEL0897-52-1211
- 税務関係書類への番号記載について…………市庁舎本館2階 市民税課 市民税係 TEL0897-52-1317

※国税については、国税庁HP (<http://www.nta.go.jp/>) 内の「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」をご覧ください。